



飼い主のいない猫



令和5年
4月1日より

不妊等手術費補助金を増額しました

補助金額

1頭につき

限度額

メス 6,000円 → **10,000円**

オス 5,000円 → **7,000円**

手術対象

市内に生息する飼い主のいない猫（のらねこ）



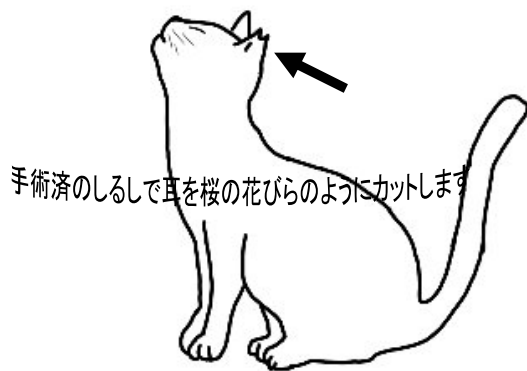
申請できる方

市内に生息する飼い主のいない猫の避妊等の手術を行おうとする団体の構成員・市民であって、申請前に手術活動を行う団体・個人の登録届出*を行った者

*登録届出：届出書に必要事項を記入し、団体の場合は登録団体構成員名簿の添付が必要です。

申請方法

- 申請場所は、衛生指導課です
- 手術前申請（事前申請）となります



持参物

- 申請者の住所が確認できる書類（運転免許証・保険証等）
 - 猫の特徴がわかる写真を印刷したもの 2部
- *イラスト不可になりました

遵守事項

- 本当に飼い主のいない猫であるか十分に確認を行うこと
- 片方の耳端にV字のカットを動物病院にて施すこと
- 手術後、元の場所に戻し、適正に管理すること

※地区市民センターでの申請は出来ません



《申請の流れ》

手術を行う動物病院により手続きが異なります

補助金の申請は、手術前申請（事前申請）となります。窓口は、衛生指導課のみです

=^_^=協力獣医院（動物病院）で手術を行う場合=^_^=

補助金の申請

申請場所：保健所衛生指導課
手術前申請です（事前申請）



交付日から**2ヶ月以内**に手術していただき、動物病院に決定通知書の提示
委任状の提出で申請者様の手続きは完了となります
(手術費用より、補助金額分が差し引かれます)

=^_^=上記以外で手術を行う場合=^_^=

補助金の申請

申請場所：保健所衛生指導課
手術前申請です（事前申請）



交付日から**2ヶ月以内**に手術していただき、書類2点を動物病院にてもらってください

1. 領収証（申請者氏名、動物病院名、手術の内容、金額の記載あるもの）
2. 手術実施証明書



補助金の請求

手術後、下記の3つを衛生指導課にご提出ください。後日、請求口座へ振り込みます

1. 領収証（原本）
2. 手術実施証明書（申請時に持参した猫の写真を貼付）
3. 請求書（押印が必要です。請求者・請求口座共に、申請者と同じ方に限ります）

注！：手術に係る費用が決定額に満たないときは、当該手術費用が補助金の額となります

【申請場所・書類提出先】 四日市市保健所 衛生指導課

所在地/〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号（総合会館4階）

電話番号/059-352-0591 FAX/059-351-3304

E-mail/ eiseishidou@city.yokkaichi.mie.jp

※市役所北側の市営駐車場をご利用ください。駐車処理をいたします。